

会 長 談 話

2010（平成22）年6月2日午後2時40分ころ、当会会員の前野義広弁護士が、突如、同弁護士所属の法律事務所を訪れた男からその胸部等を刃物で刺され、病院に搬送されたが死亡するという事件が発生した。

この事件は、犯人の素性或事件の原因・背景等はいまだ明確に特定されるには至っていないものの、弁護士業務に関連し、弁護士業務を妨害しようとするものである可能性が極めて高い。

このような犯罪行為は、社会正義の実現と基本的人権擁護を使命とする我々弁護士の業務に対する重大な挑戦であり、自らの主義・主張を暴力によって実現しようとする手法は、断じて許されるものではない。

当会は、坂本弁護士一家殺害事件の当事者会として、このような犯行を行った者を強く非難するとともに、捜査機関に対して厳正かつ迅速な捜査と真相の徹底究明を強く求め、今後も、弁護士に対する業務妨害に対しては一步も引くことなく、毅然と対処する覚悟であることを改めて宣明するものである。

2010（平成22）年6月2日

横浜弁護士会

会 長 水 地 啓 子